Amundi
Investment Solutions

投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日:2025年8月21日

アムンディ・中国株ファンド

愛称：悟空

追加型投信／海外／株式

このファンドは特化型運用を行います

●本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行うアムンディ・中国株ファンドの受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社（委託会社）は、同法第5条の規定により有価証券届出書を2025年8月20日に関東財務局長に提出しており、2025年8月21日にその届出の効力が生じております。
●ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は下記<ファンドに関する照会先>のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。
●投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
●ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
●ファンドの販売会社、基準価額等については、下記<ファンドに関する照会先>までお問合せください。

ファンドの商品分類および属性区分

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	株式一般	年1回	アジア	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

■委託会社　［ファンドの運用の指図を行う者］
アムンディ・ジャパン株式会社
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第350号
設　立　年　月　日:1971年11月22日
資　　本　　金:12億円（2025年5月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額:
2兆8,298億円（2025年5月末現在）

■受託会社　［ファンドの財産の保管および管理を行う者］
三菱UFJ信託銀行株式会社

■<ファンドに関する照会先>

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン　050-4561-2500
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス　：　https://www.amundi.co.jp

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

ファンドは、主として中国で事業展開を行う企業の株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。

ファンドの特色

1 長期的な成長トレンドが予測される中国の企業に投資することで、高い収益を獲得することを目指します。

●中国の経済成長より高い成長が期待される企業に主に投資します。

ファンドは、一般社団法人投資信託協会規則に定められている「特化型運用」を行うファンドに該当します。ファンドが投資対象とする中国の株式の中には、寄与度（市場の時価総額に占める割合）が10%を超える、もしくは超える可能性が高い銘柄（支配的な銘柄）が存在します。ファンドが当該支配的な銘柄に集中して投資することが想定されますので、当該支配的な銘柄の発行体に経営破綻や経営・財務状況の悪化等が生じた場合には、投資信託財産に大きな損失が生じることがあります。

2 売上の大半を中国大陸が占め、実質的な経営拠点が中国大陸にある中国関連企業を投資対象とします。

●ファンドは主として香港（H株、レッドチップ）、上海、深セン市場に上場する企業に投資します。
●グレーターチャイナ（中国、香港、台湾）市場はもとより、上記の条件を満たしているシンガポールやニューヨーク、ナスダック等中国以外の市場に上場している中国関連企業も対象となります。
●MSCIチャイナ インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）※をベンチマークとして運用を行います。
●原則として為替ヘッジは行いません。

※MSCIチャイナ インデックスは、MSCI Inc. が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、その他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しております。

3 アムンディ・ホンコン・リミテッドに運用指図の権限を委託します。

●グロース戦略を採用し、厳選された銘柄によるポートフォリオの構築を行います。

○資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

◎ファンドの運用プロセス

銘柄選択に際しては、時価総額・流動性などを考慮し投資候補銘柄ユニバースを決定した上で、徹底した企業調査等による絞込みを行います。またマクロ経済の見通し・分析と融合させることで、ファンドの中長期的な成長を目指します。

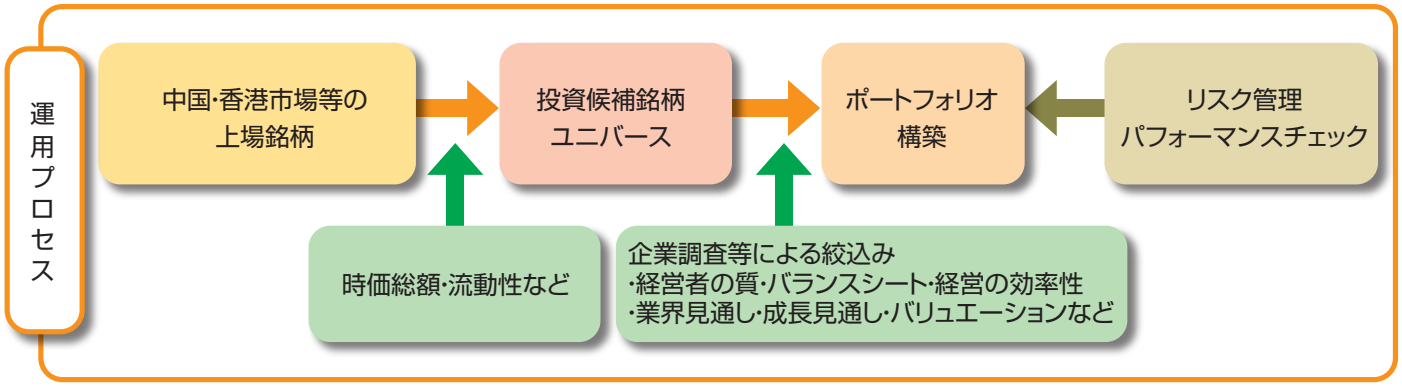

＊運用プロセスは本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

アムンディ・ホンコン・リミテッド（ファンドの投資顧問会社）

■1982年に設立され、アムンディのアジアにおける資産運用拠点として運用実績を有します。
■アジア太平洋市場の専門家として米国・日本・欧州等の機関投資家、年金基金ならびに個人投資家を主要顧客とし、各種金融商品を提供しています。

ファンドの仕組み

【イメージ図】

○資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

主な投資制限

●株式への投資割合には、制限を設けません。
●新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
●投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
●外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
●同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の15%以内とします。
●同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

分配方針

◎毎決算時(年1回。原則として11月20日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

●分配対象額
経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
●分配対象額についての分配方針
収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
●留保益の運用方針
留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
●収益分配金に関する留意事項
分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

○資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドは、主として外国株式など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。
ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。
ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

●価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治･経済情勢等の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

●カントリーリスク

海外市場に投資する場合、当該市場が存在する国の社会情勢または国際情勢の変化により金融市場または証券市場が不安定になったり、混乱したりすることがあります。特に、中国のような新興国への投資には、先進国と比べ大きなカントリーリスクを伴います。規制や混乱により期待される価格で売買できないといった場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

●為替変動リスク

外貨建資産を保有する場合、為替レートの変動により当該外貨建資産の円換算価格が変動します。当該外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくても、投資している国･地域の通貨に対して円高の場合、当該資産の円換算価格が下落するため、ファンドの基準価額の下落要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

●信用リスク

株式の発行会社が倒産した場合または発行会社の倒産が予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価が下落することがあります。これらの影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

●流動性リスク

短期間での大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、換金資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果、市場にインパクトを与えることがあります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。一般に中国株式は、先進国の株式と比べ、取引量が小さいため、相対的に流動性リスクが高いと考えられます。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

●ファンドの繰上償還
ファンドは、受益権の残存口数が10億口を下回った場合、信託を終了させることがあります。

●特化型運用について
ファンドは特化型運用を行います。特化型運用においては特定の銘柄へ投資が集中することがあり、当該銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

●換金の中止
金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情が発生したときは、換金の申込受付が中止されることがあります。

●流動性リスクに関する留意事項
ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスクの管理体制

・ファンドのリスク管理として、リスクマネジメント部は運用リスク全般の状況をモニタリング、運用パフォーマンスの分析および評価を行うほか、関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニタリングしリスク委員会に報告します。コンプライアンス部は、重大なコンプライアンス事案についてコンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、当該リスク管理過程については、グループの監査部門が随時監査を行います。
・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
・取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

投資リスク

（参考情報）

①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

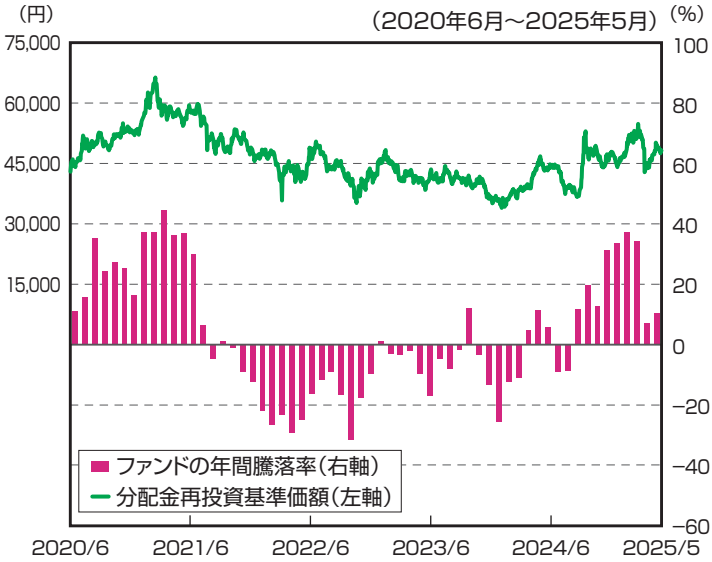

②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

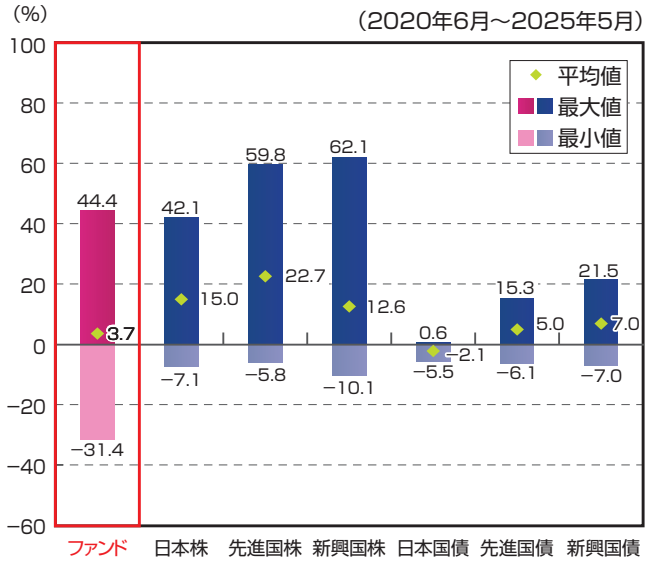

＊①のグラフは年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
＊②のグラフは2020年6月から2025年5月までの5年間の年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均･最大･最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
＊年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。
＊②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

○各資産クラスの指数について

日本株　東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

東証株価指数（TOPIX）とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット･ベンチマークです。TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標章または商標は、株式会社ＪＰＸ総研または株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利･ノウハウおよびTOPIXにかかる標章または商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、ＪＰＸにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもＪＰＸは責任を負いません。

先進国株　MSCIコクサイ･インデックス（税引後配当込み、円ベース）

MSCIコクサイ･インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株　MSCIエマージング･マーケット･インデックス（税引後配当込み、円ベース）

MSCIエマージング･マーケット･インデックスとは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

日本国債　NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー･リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFRC」という。）が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利はNFRCに帰属します。

先進国債　FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債　JPモルガンGBI-EMグローバル･ディバーシファイド（円ベース）

JPモルガンGBI-EMグローバル･ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建のエマージング･マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

運用実績

2025年5月末日現在

基準価額・純資産の推移

基準価額・純資産総額の推移

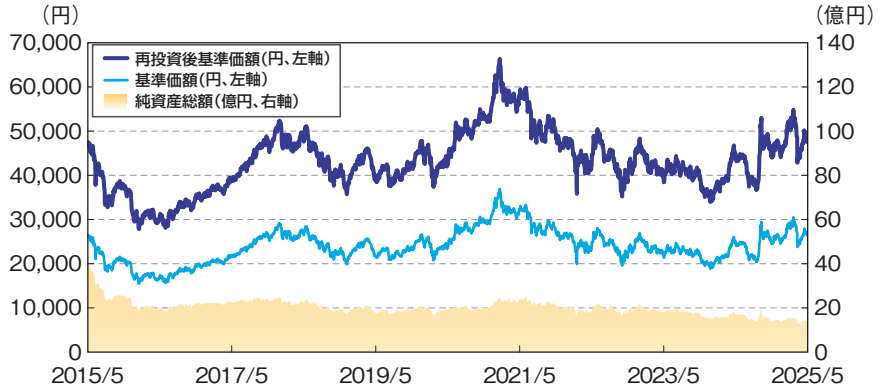

＊再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
＊基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基準価額と純資産総額

基準価額	26,792円
純資産総額	14.0億円

分配の推移

決算日	分配金(円)
17期(2020年11月20日)	0
18期(2021年11月22日)	0
19期(2022年11月21日)	0
20期(2023年11月20日)	0
21期(2024年11月20日)	0
設 定 来 累 計	12,700

＊分配金は1万口当たり・税引前です。
＊直近5期分を表示しています。

主要な資産の状況

資産配分

資産	純資産比(%)
外国株式	94.05
投資証券	2.87
現金・他	3.08
合計	100.00

＊四捨五入の関係で合計が100.00%とならない場合があります。

組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	比率(%)
1	テンセント・ホールディングス	コミュニケーション・サービス	15.04%
2	アリババグループ・ホールディング	一般消費財・サービス	10.17%
3	中国建設銀行	金融	6.18%
4	シャオミ	情報技術	4.48%
5	ネットイース	コミュニケーション・サービス	3.29%
6	BYD	一般消費財・サービス	3.19%
7	中国工商銀行	金融	3.03%
8	PDDホールディングス	一般消費財・サービス	2.91%
9	AMUNDI FUNDS CHINA NEW ENERGY Z3	その他	2.87%
10	メイトゥアン	一般消費財・サービス	2.56%

＊比率は純資産総額に対する評価額比です。
＊業種はMSCIの業種分類によるものです。
※AMUNDI FUNDS CHINA NEW ENERGY Zは、投資信託証券です。

組入上位10業種

	業種	比率(%)
1	一般消費財・サービス	28.7%
2	金融	21.3%
3	コミュニケーション・サービス	19.0%
4	情報技術	8.8%
5	資本財・サービス	5.8%
6	ヘルスケア	3.4%
7	生活必需品	2.9%
8	不動産	2.9%
9	素材	2.1%
10	エネルギー	1.2%

＊比率は組入株式評価額計に対する評価額比です。
＊業種はMSCIの業種分類によるものです。

年間収益率の推移

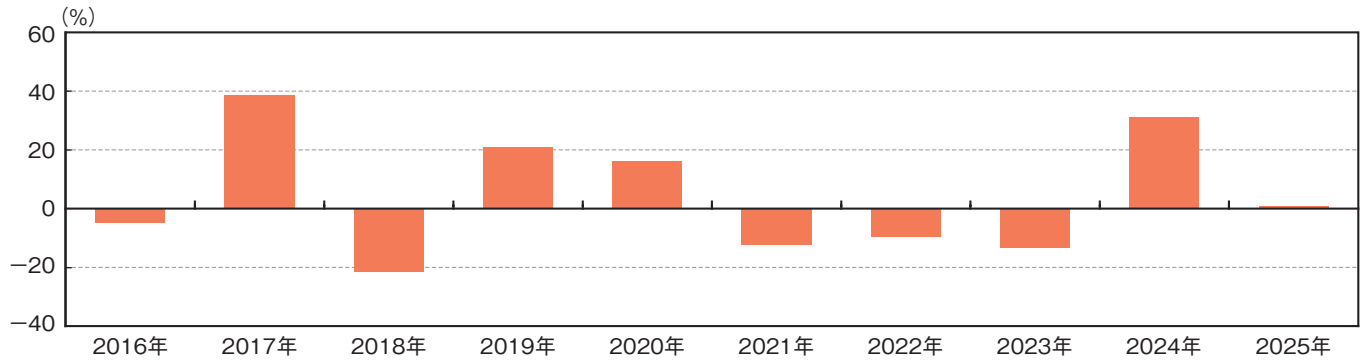

＊年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
＊2025年は年初から5月末日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	分配金受取りコースおよび分配金再投資コースがあります。 （コース名称は販売会社により異なる場合があります。） 各コースの購入単位は、販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	換金申込受付日より起算して、原則として5営業日目以降にお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	香港、上海、深センの各証券取引所のうち、いずれかの証券取引所が休場日の場合には、換金申込を受付けません。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時30分までに購入・換金のお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入の申込期間	2025年8月21日から2026年2月20日までとします。 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	換金の申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、諸事情により金融商品市場等が閉鎖された場合等一定の場合に換金の制限がかかる場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。
信託期間	無期限とします。（設定日:2003年10月31日）
繰上償還	委託会社は、受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合または信託を終了させることが投資者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
決算日	年1回決算、原則11月20日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	年1回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。
信託金の限度額	1,000億円です。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年11月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社よりお届けいたします。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用・税金

●ファンドの費用

<投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料

購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。詳しくは販売会社にお問合せください。

料率上限（本書作成日現在）	役務の内容
3.3%（税抜3.00%）	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。

信託財産留保額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.2%を乗じて得た金額とします。

<投資者が信託財産で間接的に負担する費用>

運用管理費用（信託報酬）

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年率1.87%（税抜1.700%）を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

［信託報酬の配分］

支払先	料率（年率）	役務の内容
委託会社	0.800%（税抜）	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	0.800%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.100%（税抜）	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

（支払方法）

毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払います。委託会社の報酬には、アムンディ・ホンコン・リミテッドへの投資顧問報酬（信託財産の純資産総額に年率0.800%以内を乗じて得た金額）が含まれています。

その他の費用・手数料

その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。

・有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用
・信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用等を含みます。）
・信託財産に関する租税　等

※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

◆ファンドの費用の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。
◆ファンドの費用については、本書作成日現在の情報であり、今後変更される場合があります。

●税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。
・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

◆外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
◆法人の場合は上記とは異なります。
◆上記は2025年3月末現在の内容に基づいて記載しています。
◆税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率　（対象期間:2023年11月21日～2024年11月20日）

総経費率（① ＋ ②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
2.12%	1.87%	0.25%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

Amundi
Investment Solutions

Trust must be earned